

八尾市役所本庁舎における自動証明写真機の設置事業者募集要項

八尾市では、行政財産の貸付けによる一般競争入札を実施することにより、市の歳入の確保及び市民サービスの向上を図ることを目的に、八尾市役所本庁舎における自動証明写真機の設置事業者を次のとおり募集します。

1. 募集事業者数 1 者
2. 貸付期間 平成 31 年 4 月 1 日から 5 年間
3. 貸付物件 別紙 1 「貸付物件説明書」のとおり
4. 機器の仕様 別紙 2 「仕様書」のとおり
5. 応募方法等

(1) 日程

申請書その他必要書類を平成 31 年 1 月 31 日（木）までに下記の担当課まで持参の上、申請してください。郵送又は電送による申請は受け付けしません。

(2) 担当課

八尾市人権文化ふれあい部市民課

〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目 1 番 1 号 八尾市役所本館 1 階

TEL: (072) 924-3846

FAX: (072) 924-0220

受付時間 午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで（土日を除く）

(3) 申請書類

- ① 表 1 及び表 2 に掲げるすべての書類を提出してください。（提出された申請書類は、返却しません。）
- ② 申請書類の個人情報等は審査等決定に至るまでの事務に使用するものとし、資格確認のための警察当局への照会を除き、正当な理由なく他人に知らせ、又は他の目的に使用することはありません。

<表 1 >

申 請 書 類	
1	申請書（様式 1） 申請書その他提出書類に押印する印影は、法務局発行の印鑑証明書と同一でなければなりません。
2	誓約書（様式 2） 誓約書に押印する印影は、本社の代表者の実印でなければなりません。
3	事業者の概要（自由様式）

	企業理念（経営方針）、CSRへの取組み、事業経歴、創立（創業）年月日、資本金（出資総額）、事業内容（事業種目、事業所・所在地及び従業員数、主な取引先等）。パンフレット可。特に様式は問いません。
4	自動証明写真機設置実績報告書（自由様式） 過去2年間において連続して自動証明写真機設置業務を実施していることを確認するため、複数の実績がある場合は、直近の実績のうちから主なものを記載すること。また、別途、本市の施設における実績がある場合は、当該実績についても記載すること。
5	営業所一覧表（自由様式） 本店及び受任者以外に営業等の連絡場所を設ける場合は、支店名称等、所在地、電話番号、ファックス番号及び担当者名についても記載すること。

<表2>

添付書類 「○=必ず提出」、「△=該当者のみ提出」				
No.	書類	様式	複写	提出
1	登記簿謄本	官公署発行	可	○
2	印鑑証明書	官公署発行	可	○
3	代表者委任状	指定様式（様式3）	不可	△
4	使用印鑑届	指定様式（様式4）	不可	△
5	決算報告書	自由様式	可	○
6	納税証明書	官公署発行	可	○

※添付書類に係る注意事項

- 1 「登記簿謄本」（平成30年4月1日以降に発行されたもの）

区分	必要な書類	発行場所
	商業登記簿謄本	法務局

- 2 「印鑑証明書」（平成30年4月1日以降に発行されたもの）

区分	必要な書類	発行場所
	印鑑証明書	法務局

- 3 「代表者委任状」

- ア 委任期間は、申請書提出の日から2024年3月31日まで
イ 代理人を選任しない場合は、不要。

- 4 「使用印鑑届」

- ア 使用印鑑とは、代表者又は代表者委任状により委任を受けた者が、八尾市役所本庁舎における自動証明写真機の設置事業者の募集及び入札に係る手続き、契約に係る手続き、貸付料の支払いに係る手続き等に使用する印鑑とする。

イ 実印を使用印とする場合は、使用印鑑届の提出は不要。

5 「決算報告書」

直前2年間の決算報告書

6 「納税証明書」

ア 法人税・所得税・消費税及び地方消費税については「その3・未納税額のない証明用」、法人市民税については直近2事業年度分の証明、住民税・固定資産税については平成28・29年度分の証明が必要（ただし固定資産税の証明については納税義務がある場合に限る）。

イ 八尾市で納税していない場合は、本店又は、主たる事業所の所在地の証明で可。

ウ 証明書の証明日（認証日）が、提出日前3ヶ月以内のものであること。

エ 納期限未到来及び延納証明があるものを除き、原則として完納した証明が必要。

区分	必要な納税証明書	発行場所
国税	法人税・所得税・消費税及び地方消費税 (その3の3) ※	税務署
市税	市税に滞納のない証明書	市区町村役場

※国税電子申告・納税システム（e-tax）による電子納税証明書での提出も可。

③応募にあたっての留意事項

ア 下記の項目に該当するものは、受付できません。

- ・提出書類に不備のある場合（仮受付もできません。）
- ・提出書類を指定方法以外で提出した場合
- ・受付期間を経過した場合
- ・代表者が同一である法人が重複して申請された場合
- ・入札参加資格審査申請において虚偽の申請を行ったなどの理由により失格となった者が、失格となってから3年以上経過していない場合

イ 応募申込みに要する費用は、すべて申請者の負担とします。

④その他の注意事項

ア 申請書類の内容の確認について

- ・申請書類の内容の確認において、本市から問い合わせを行う等、参考資料の提出を求められることがありますので、あらかじめご了解ください。そのため、「八尾市役所本庁舎における自動証明写真機設置事業者募集に係る申請書」（様式1）の担当者欄には責任を持って対応できる方をご記入ください。
- ・申請書類に関し、虚偽の申請や、重要な事項について記載がない等、不備のある場合は、失格となる場合があります。

イ 入札参加資格の確認等

- ・入札参加資格の確認は、平成31年2月12日（火）までに行い、各申請者に対し、「一般競争入札参加資格確認結果通知書」にて通知します。入札参加資格がないと判断した者については、その理由を付して通知することとします。

ウ 申請書類等について

・提出された書類は、一切返却いたしませんのでご了承ください。

エ 変更届の提出について

・提出内容に変更が生じた場合は、遅滞なく変更届を提出してください。

オ 個人情報の取扱いについて

・申請書類に記載された個人情報は、八尾市役所本庁舎における自動証明写真機設置事業者の決定のみに使用し、その他の目的のためには使用しません。

6. 応募資格要件

設置事業者になろうとする者（法人に限る）は、次の各号に該当することが要件となります。
なお、入札の執行前又は設置事業者として決定した後であっても、各号の規定に該当しなくなったと認められる場合は、参加資格者（一般競争入札参加資格確認結果通知書により入札参加資格があると判断された者）又は設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 本事業にかかるすべての関係法令を遵守できること。また、その誓約書（様式2）を提出できること。
- (2) 国税及び市税（八尾市に対して納税義務のあるものに限る。）を滞納していない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと
- (4) 「八尾市役所本庁舎における自動証明写真機の設置に係る行政財産の貸付けに関する一般競争入札実施要領」の第3条に規定する公告の日から過去3年の間、政令第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 自動証明写真機の設置業務について、過去2年間において連続して業務を実施している者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 八尾市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (9) 八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- (10) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体でないこと。
- (11) 業務を適切に実施できる信用力、継続して運営する資力、財務体力を有すること。
- (12) 各種緊急時の対応を速やかに行える体制を整えること。

7. 入札の執行等

(1) 日時及び場所等

ア 日時：平成31年2月20日（水）午後3時

イ 場所：八尾市本町一丁目1番1号 八尾市役所本館4階 入札室

ウ 入札参加者は、開札を傍聴することができます。参加人数は、1業者1人とし、「一般競争入札参加資格確認結果通知書」を持参し、提示してください。ただし、開札に関する意見や発言等は認めません。

(2) 入札書について

入札書（様式5）の記入に際しては、次の事項に注意して下さい。

- ア 入札書には、入札金額を記入して下さい。
- イ 入札書に金額の記入のなかった場合は、入札を辞退したものとみなします。
- ウ 入札金額は、貸付期間中の対象物件の貸付料の総額を記載してください。なお、入札書に記載する金額は、別紙1「貸付物件説明書」に記載された最低貸付価格（八尾市役所本庁舎における自動証明写真機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱第3条第1項に規定する最低貸付価格をいう。以下同じ。）を下回らないよう注意してください。
- エ 提出された入札書は、その事由の如何にかかわらず、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(3) 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア 入札参加者資格を有しない者が行った入札
- イ 八尾市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当している者が行った入札
- ウ 入札者の記名押印を欠く入札
- エ 同一入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- オ 同一入札について、入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- カ 同一入札について、入札者及びその代理人が、それぞれ入札したときは、その双方の入札
- キ 入札金額又は、入札者の氏名、その他主要部分について識別しがたい入札又は鉛筆書きの入札
- ク 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札
- ケ 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- コ 談合情報の内容と同様の内容の結果となった入札
- サ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- シ 最低貸付価格未満の入札
- ス その他入札条件に違反した入札

(4) 入札保証金

八尾市財務規則第108条の各号の1に該当する場合は、全部又は一部を免除します。ただし、落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額の100分の3に相当する額を徴収するものとします。

(5) 落札者の決定及び公表方法

- ア 入札書を公開の場で開札し、貸付物件に対し、本市が設定する最低貸付価格以上の額で、最高の価格で入札を行った者を落札者とします。なお、最高価格の入札が2者以上ある場合は、くじにより決定します。この場合には、当該入札事務に関係のない市職員が代わってくじを引きます。
- イ 落札結果については、直ちに掲示板に掲示するとともに、落札者に通知するものとします。また、入札日の翌日（翌日が閉庁日にあたる場合は、当該閉庁日の直後の開庁日）までに市ホームページに掲載することにより落札者を公表するものとします。その際、落札者名、落札金額及び入札参加者数を公表しますので、あらかじめご了承ください。

(6) 入札の延期等

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを延期

します。これにより入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とします。

(7) 入札の辞退

ア 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

イ 一般競争入札参加資格確認結果通知書の受領後に入札を辞退する場合は、次の方法により入札辞退届（様式6）を提出して下さい。ただし、入札（開札）日に入札を辞退する場合は、入札を執行する者に直接提出して下さい。

・ 郵送による場合

平成31年2月18日（月）までに、市民課に届くように、封筒の表面に「入札辞退届在中」と朱書きの上、郵送して下さい。

・ 持参する場合

平成31年2月18日（月）午後5時までに、市民課へ入札辞退届を提出して下さい。

ウ 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けるものではありません。

8. 設置事業者が設置を辞退した場合

設置事業者が八尾市役所本庁舎における自動証明写真機の設置を辞退し、新たな設置事業者を決める公募手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、当該設置事業者の次に高い価格で入札を行った者を設置予定事業者とし、新たな設置事業者を決めることができるものとします。

9. 一般競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、その原因となる日から3年間、八尾市役所本庁舎における自動証明写真機の設置事業者に関する一般競争入札参加資格を失います。

- (1) 設置事業者が指定する期日までに契約締結の手続きを行わなかったとき。
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
- (3) 正当な理由なく、八尾市役所本庁舎における自動証明写真機の設置を辞退したとき。
- (4) 設置事業者に帰する事由により、本市の行政財産の貸付契約を解除されたとき。

10. 注意事項

- (1) 八尾市役所本庁舎における自動証明写真機に伴う事故については、本市の責めに帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責めを負い、誠意をもって速やかに解決するものとします。
- (2) 八尾市役所本庁舎における自動証明写真機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁じます。
- (3) 入札及び契約に当たっては、この事項に定めるもののほか、地方自治法、本市の条例、規則等の法令を遵守して下さい。

11. その他

- (1) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しません。本市で定めた保存年限満了後、本市の責任において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しません。
- (2) 本業務は、この要項のほか、「八尾市役所本庁舎における自動証明写真機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱」、「八尾市役所本庁舎における自動証明写真機の設置に係る行政財産の貸

付けに関する一般競争入札実施要領」、地方自治法、地方自治法施行令、八尾市暴力団排除条例その他関係法令等の定めるところによるものとします。

1 2. 問合せ先

〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市人権文化ふれあい部 市民課 管理係

[TEL:\(072\)-924-3846](tel:072-924-3846) mail:simin@city.yao.osaka.jp